

■ 羽曳野市特別職報酬等審議会規則規則（昭和45年羽曳野市規則第2号）<全文>

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和44年羽曳野市条例第7号）第3条の規定に基づき、羽曳野市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 審議会は、次に掲げる事項の調査及び審議をし、市長に対し意見具申するとともに、市長から諮詢があったときは、当該諮詢事項について答申するものとする。

（1）議会の議員の議員報酬及び期末手当の額に関する事項

（2）市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料並びに地域手当、期末手当及び退職手当の額に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員任命後の最初の会議において、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。この場合において、会長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に会長の職務を行う。

（議事）

第6条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、やむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その意見を聴取することで、会議に代えることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、第2項中「会議」とあるのは「議事の審議」と、「出席」とあるのは「意見の提出」と、「これを開くことができない」とあるのは「成立しない」と、第3項中「出席委員」とあるのは「意見を提出した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

（報酬）

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年羽曳野市条例第188号）の定めるところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総務部人事課において行う。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が定める。